

別海町議会会議録

第1号(令和2年5月14日)

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 町長挨拶及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 4 | 議案第41号 | 令和2年度別海町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第 5 | 議案第42号 | 別海町税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第43号 | 別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第44号 | 別海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 報告第2号 | 専決処分の報告について(防災行政無線設備改修その2工事) |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 町長挨拶及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 4 | 議案第41号 | 令和2年度別海町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第 5 | 議案第42号 | 別海町税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第43号 | 別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第44号 | 別海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 報告第2号 | 専決処分の報告について(防災行政無線設備改修その2工事) |

○出席議員(16名)

- | | |
|----------|----------|
| 1番 宮越正人 | 2番 横田保江 |
| 3番 田村秀男 | 4番 小椋哲也 |
| 5番 外山浩司 | 6番 大内省吾 |
| 7番 木嶋悦寛 | 8番 松壽孝雄 |
| 9番 今西和雄 | 10番 小林敏之 |
| 11番 瀧川榮子 | 12番 松原政勝 |
| 13番 中村忠士 | 14番 佐藤初雄 |

副議長 15番 戸田 憲悦

議長 16番 西原 浩

○欠席議員（ 0名）

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三
教 育 長 登 藤 和 哉
福 祉 部 長 今 野 健 一
建 設 水 道 部 長 山 岸 英 一
病 院 事 務 長 大 槻 祐 二
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 佐々木 栄 典
総 務 部 次 長 佐々木 栄 典
産 業 振 興 部 次 長 小 湊 昌 博
教 育 部 次 長 石 川 誠
総 合 政 策 課 長 三 戸 俊 人
税 務 課 長 伊 藤 輝 幸
尾 岱 沼 支 所 長 他 福 原 義 人
介 護 支 援 課 長 千 葉 宏
保 健 課 長 他 干 場 富 夫
農 政 課 長 小 野 武 史
水 産 み どり 課 長 小 湊 昌 博
建 築 住 宅 課 長 川 畑 智 明
上 下 水 道 課 長 外 石 昭 博
学 校 教 育 課 長 入 倉 伸 顕
中 央 公 民 館 長 内 山 宏

副 町 長 佐 藤 次 春
総 務 部 長 浦 山 吉 人
産 業 振 興 部 長 門 脇 芳 則
教 育 部 長 山 田 一 志
農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 村 公 一
監 査 委 員 会 事 務 局 長 小 林 由 治
福 祉 部 次 長 青 柳 茂
建 設 水 道 部 次 長 伊 藤 一 成
総 務 課 長 佐々木 栄 典
財 政 課 長 寺 尾 真 太 郎
防 災 交 通 課 長 麻 郷 地 聡
福 祉 課 長 干 場 み ゆ き
町 民 課 長 青 柳 茂
老 人 保 健 施 設 事 務 長 竹 中 利 哉
商 工 観 光 課 長 田 畑 直 樹
管 理 課 長 伊 藤 一 成
事 業 課 長 袴 田 充 輝
学 務 課 長 他 宮 本 栄 一
生 涯 学 習 課 長 他 石 川 誠

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 小 島 実

主 幹 松 本 博 史

○会議録署名議員

10番 小 林 敏 之
12番 松 原 政 勝

11番 瀧 川 榮 子

◎開会宣言

- 議長（西原 浩君） おはようございます。
会議に入ります前に申し上げます。
本会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、申し上げておきます。
ただいまから令和2年第2回別海町議会臨時会を開会いたします。
ただいま出席している議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。
10番小林議員。
○10番（小林敏之君） はい。
○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。
○11番（瀧川榮子君） はい。
○議長（西原 浩君） 12番松原議員。
○12番（松原政勝君） はい。
○議長（西原 浩君） 以上3名を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

- 議長（西原 浩君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 町長挨拶及び提出案件の概要説明

- 議長（西原 浩君） 日程第3 町長から挨拶及び提出議案の概要について説明があります。
○町長（曾根興三君） はい。
○議長（西原 浩君） 町長。
○町長（曾根興三君） おはようございます。
本日令和2年第2回の町議会臨時会を招集させていただきました。
議員の皆様方におかれましては、大変御多忙中にもかかわらず、全員御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。
本議会に付議いたします議案の概要説明に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症への対

応について若干御報告を申し上げます。

先月16日に全国を対象に発令されました緊急事態宣言は、今月4日には5月31日まで延長されましたけれども、北海道においては15日以降も緊急事態宣言対象となったところがございますけれども、知事は、昨日、石狩振興局管内以外は感染者が少ないということで、休業等の要請を一部緩和する方針であるということを表明いたしました。

私のところにも振興局を通してその旨の連絡がございました。

このような中で、本町を含む道内の学校では5月4日時点での道教委の要請に基づきまして、一斉臨時休業の期間を5月31日までと延長したところでございますけれども、その中で、本町は、小・中学校では、児童生徒の心身の健康状態の把握や、共働き世帯が多い本町の特殊性を考慮し、親の負担も軽減するためにも、5月18日から29日までの期間において、分散登校を実施することとしております。

一方、町内の社会教育施設・社会体育施設等につきましては、感染拡大防止のために一部の施設を除き、5月31日まで休館することとしております。

このたびの国及び道の決定を受けて、今後学校教育活動や町の各施設につきまして、関係機関と調整を図りながら、安全・安心を前提とした再開に向けた取組みを進めてまいります。

保護者及び利用者の皆様方には、今しばらく不便を強いることにもなりますが、町民の生命と健康を守るための対応であることを御理解いただき、しっかり理解していただくことを願っております。

さて、本町ではこの間、新型コロナウイルス感染症対策としては各種の取組みを行ってまいりました。

取組みの詳細については配付いたしました参考資料を御覧いただくことで、省略をいたしますけれども、この新型コロナウイルスとの戦いはこれからも長期化するとの予測もしております。

今後とも町民の健康の確保、地域経済と社会機能を維持するための取組みを進めてまいりますので、引き続き議員各位並びに町民の皆様方には御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、これまでの間、事業者が個人の皆様方から消毒液やマスクなどの寄附を数多くいただきました。

寄附をいただいた物資等につきましては、消毒液の町民への配布をはじめ、町内の病院や介護事業所、福祉施設などで提供いたしまして、活用させていただいております。

本町において、これまで陽性者が1人も出ていない、これは町民の皆様方の御理解・御協力によることに加え、このような温かい御支援の賜物と思っております。

改めて心より感謝を申し上げます。

以上で、報告を終わらせていただき、次に、本臨時会に提出させていただきました議案の概要について御説明を申し上げます。

提出させていただきました案件は、議案4件と報告1件の、合わせて5件でございます。

はじめに、議案第41号別海町一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の補正予算に関わる関連事業に加え、本町独自の事業を執行するため、本臨時会に15億9,000万円の補正予算案を提出するものでございます。

主な内容は、国の関連事業として、1人一律10万円を給付する特別定額給付金の給付や、児童手当受給世帯に対する子育て世代への臨時特別給付金の給付に要する経費等を計上してお

ります。

また、町独自の事業として、新型コロナウイルスの感染拡大による影響で売り上げが減少している町内の中小企業等の皆様が事業を継続するために創設した補助事業に要する経費等を計上いたしております。

なお、町の独自事業につきましては、取り急ぎ実施するため、歳入予算案を町の一般財源により計上しておりますけれども、国の補正予算として現在大枠が示されている地方公共団体の実情に応じた事業実施のため創設されました地方創生臨時交付金、これの対象となることも視野に入れまして、現在、他の町単独事業も含めた事業計画の策定作業を進めております。

今後、計画書の提出により交付決定された段階で、5月補正において財源の組み替えを行う事を予定しておりますので、議員各位の御理解もお願い申し上げます。

次に条例の改正に係る議案についての御説明でございます。

議案第42号は、別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置の見直しや、固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大などを行うため、町税条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第43号の別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第44号の別海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、いずれも新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、当該感染症の感染等による労務に服することができなくなった、被保険者に関わる傷病手当金の支給に関し、所要の改正を行うものでございます。

最後に、報告第1号専決処分の報告についてでございます。

防災行政無線設備改修その2工事において、工事内容の一部を変更する必要が生じたために専決処分を行ったことから、その内容について報告をするものでございます。

この後、担当課長からそれぞれ内容説明・報告させていただきますので、御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

開会に当たっての御挨拶と議案の概要説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

本臨時会に提出されております日程第4、議案第41号から日程第7、議案第44号の4件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第41号から日程第7、議案第44号の4件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第4 議案第41号

○議長（西原 浩君） 日程第4、議案第41号、令和2年度別海町一般会計補正予算

(第1号)についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長(寺尾真太郎君) はい、議長。

○議長(西原浩君) 財政課長。

○財政課長(寺尾真太郎君) はい。

議案第41号の内容を説明いたします。

別冊の令和2年度一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度別海町一般会計補正予算(第1号)。

令和年度別海町一般会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億9,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ195億8,600万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正で補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

15款、国庫支出金、2項で15億2,680万円の増。

16款、道支出金、2項で150万円の増。

19款、繰入金、1項で6,170万円の増。

歳入合計で15億9,000万円の追加です。

続きまして、歳出は2款、総務費、1項で15億7,230万円の増。

3款、民生費、2項で1,770万円の増。

歳出合計で15億9,000万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ195億8,600万円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、1の総括は省略させていただきまして2の歳入から御説明いたします。

5ページをお開きください。

2の歳入です。

15款、国庫支出金、2項1目、総務費国庫補助金15億910万円の増は、国による1人当たり10万円の特別定額給付金事業に係る補助金と、コロナウイルス感染症対策として公共施設に係るマスクや消毒液等の購入に対する感染症予防事業費等補助金を見込むものです。

2目、民生費国庫補助金1,770万円の増は、国による子育て世帯への臨時特別給付金事業の補助金によるものです。

続いて、16款、道支出金2項1目、総務費補助金150万円の増は、教育施設における消毒器等の購入に対する教育支援体制整備事業費補助金を見込むものです。

6ページをお開きください。

19款、繰入金、1項1目、財政調整基金繰入金は6,170万円の増です。

今回の補正予算は、町独自施策も含めまして、コロナウイルス感染症対策に係る事業費補正ですけれども、冒頭町長からの御挨拶にもありましたとおり、コロナウイルス感染症対策の財源につきましては、国からの臨時交付金も見込まれているところです。

しかしながら、これから各自治体の対策計画に基づきまして正式な額が決定となりますため、一旦、財政調整基金を取り崩す形で予算編成することとしたことによるものです。

なお、財政調整基金の残高につきましては、現在、令和元年度末の残高が決算処理中であり、見込額として申し上げさせてもらいますけれども、今回の財政調整基金繰入補正後の額、7億4,870万円を繰り入れた場合の令和2年度末の予算上の残高は、5億3,000万円程度になろうかと思っております。

歳入につきましては以上です。

7ページをお開きください。

次に、3の歳出です。

2款、総務費、1項17目、新型コロナウイルス感染症対策費は6,560万円の増。

続く18目、特別定額給付金給付事業費は、8ページにわたりまして15億670万円の増。

9ページまでお進みいただき、3款、民生費、2項8目、臨時特別給付金給付事業費は1,770万円の増です。

今回の補正は大きく分類いたしまして、この3事業の補正で、それぞれ目を新設いたしまして、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費として計上しております。

各事業の詳細につきましては、資料において説明させていただきます。

併せてお配りしております予算資料の4ページ一般会計事業費調べをお開き願います。

予算資料の1ページから3ページにつきましては、予算書と重複いたしますので説明のほうは省略させていただきます。

予算資料4ページ一般会計事業費調べです。

上段の括弧書きが今回の補正額、下段は補正後の額となっておりますが、上段の補正額の欄で申し上げます。

1段目、今回の新型コロナウイルス感染症対策事業は6,560万円です。

保健衛生経費と地域中小企業緊急支援事業、小中学校等対策経費の3事業を総務費内で構成し、町の主要なコロナ対策事業として明確化すべく計上しております。

保健衛生経費は500万円で、病院を含めまして公共施設で必要となるマスクや消毒液、防護服等を購入する経費を計上しています。

続く地域中小企業緊急支援事業は5,610万円で、町内に主たる事業所を有する中小企業等に対し、経営持続を支援するため、事業内容欄記載の要件により補助を行うものです。

小中学校等対策経費は450万円で、教育施設に必要な非接触体温計や、休校中の書類発送のためのレターパック、消毒器などを購入する経費を計上しております。

次に中段、特別定額給付金給付事業は15億670万円で、こちらは国による1人につき10万円の給付事業です。

一段飛ばしまして、臨時特別給付金給付事業は1,770万円で、こちらにつきましても、国による対象児童1人当たり1万円の子育て世帯への給付事業となっております。

5ページをお開きください。

1番下段になります。

今回の一般会計の補正額は15億9,000万円の増となります。

以上で議案第41号一般会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第41号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行い

ます。

質疑に入ります。

○12番（松原政勝君） はい。

○議長（西原 浩君） 12番松原議員。

○12番（松原政勝君） はい。

2点質問させていただきます。

特別定額給付金、これは国の国民1人当たり10万円の件なんですけど、これはもう既に4月30日で、国の補正予算が決定されて、それぞれの自治体で地域に給付する対策を持っていたと思うんです。

それで昨日の新聞なんかを見ましても、別海町は選挙後でなければ申請書発送しないっていう、こういう見出しが出ているんですが、どこの自治体も既に給付を行っていたり、色々な事務的なこともやっているわけです。

通常業務にさらにこういう国からの今度のコロナ禍に対するこういう対策といったら本当に業務としては大変だと思うんですけども、どこの自治体もこのように受けながら、もう既に進めているわけです。

別海町は特に遅いっていう町民の声もありますし、今日ここに来られている議員の方々それぞれに町のほうにも、そういう問い合わせは来ていると思うんですけども、議員それぞれにどうしてこんなに別海町だけ業務的に事務的に遅れているんだって、我々にそういう何というか問い合わせがあるわけです。

このことについて、まずどうして遅れているのか、他の町より遅れているのか、まず一つ聞きたいと思います。

それからもう1点については、町独自の事業者に対する休業要請を受けて自粛している、その対策についても中小企業の対策についても、恐らく町の中では、事務的には4月の大体いっばいで恐らく対策が出来上がっていると思うんです。

それで、待っている事業者がたくさんいるわけです。

それが、臨時会が、まず連休後すぐにも開かれると思っていたのが、今日の14日、連休明けて1週間も後になって、この臨時会が開かれるということで、だんだん、だんだん後に遅れていくわけで、非常に給付を受けられる、また、事業者が大変困っている中で、どうしてこんなに遅れていくのか、まず臨時議会が、これは町長の招集権があるわけなんですけども、どうしてここまで遅れたのか。

それから1点目は、要するに、他の町はもう既に給付事業の業務をしているのに別海町は遅れている、この2点についてまずお答え願いたいと思います。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい。

それでは、特別定額給付金に関して、私のほうからお答えしたいと思います。

まず管内のですね、状況を比較しますと、管内の4町の状況では、御存じかと思いますが、交付申請の受付開始では、標津町は5月13日、羅臼町が5月18日、中標津町が5月22日、別海町から5月26日からとなっております。

それで、これに伴う給付開始につきましては、標津町が5月下旬、羅臼町が5月18日、中標津町が5月29日、そして別海町が6月上旬となっております。

根室市につきましては、もう既に5月8日から支給開始というふう聞いております。

議員のおっしゃるとおり、管内の中では土曜日、日曜日挟んで約1週間から2週間ほど遅い状況となっております。

それで、これまでの事務の流れを申し上げますと、4月20日の閣議決定後からの動きになりますけれども、この特別定額給付金を行うに当たりまして、専用のシステムを自治体情報システム協議会、ここに加盟している自治体共通のシステム構築を行っております、このシステムについては5月1日から稼働出来るようになっております。

それ以降、順次データの確認作業あるいは申請書の出力作業を行ってきております。

恐らくこのシステムを利用している自治体につきましては、同様の時期で確認作業あるいは出力作業を進めていくというふうに思っております。

それ以外にも、この間施設入居者への対応や、外国人への対応の協議等、細かい作業を行ってききましたけれども、これ以降として、各世帯に対し申請書の発送業務がありますけれども、今回、この時期に町長選挙事務と重なっております、ちょうど選挙の入場券の発送業務も重なってしまいまして、発送業務を行っております、郵便局ともこの発送について協議を行いまして、煩雑化も考慮しながら、結果、定額給付金の交付申請書の発送業務については、1週ずらして5月20日からの順次発送とした経過がございます。

それに伴いまして、受付開始を5月26日からというふうにしております。

他の自治体から比べると確かに1週間あるいは2週間ほど遅れた支給になり、町民の方に少しお待ちいただくこととなりますけれども、これまでの状況では、本町としてはできる限り早目に給付できるよう対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 本臨時会の招集日が遅いのではないのかという質問に関しましては、私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

本臨時会、ただいま財政課長のほうから説明がありましたけれども、補正予算を提出するに当たりまして、事業の構築に係る調査等を行っておりますけれども、その上で数値の精査等を行っております。

また、それらの時間、日程を要したこと、それから、先ほど議員の質問にもありましたけれども、国の事業の決定、それからその中身、概要に係る正式通知、それらを待って町の計画を組み立てております。

それらのことによる調整によって本日の招集日ということに至ったものでございます。

以上です。

○12番（松原政勝君） はい。

○議長（西原 浩君） 12番松原議員。

○12番（松原政勝君） 先ほどの1点目ですが、これから町長選挙もあるというのは私たちもよく知っているわけですが、他の町でも、そういう町長選挙があったりしていたところもあるわけです。

それでもこの業務はやってきたわけです。

町長選挙があるから業務が遅れたっていうそれは1つの理由にはならないと思っております。町長選挙は町長選挙、業務は業務としてやっぱり進めるべきだったのではないかというふうに思うわけです。

私からは2点について、よろしいです。

町長もし答えあったら。

○副町長（佐藤次春君） はい。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 今の松原議員のですね、1点目の定額給付金のことにつきましては、総務部次長が申しあげましたのは、町長選挙事務があったので遅れたという意味ではなくてですね、あくまでも、そのことはそのこととして当然やっているわけですけども、郵便局のほうと色々な協議の中でですね、郵便局のほうも、例えばその学校も、今は休校になっている、学校のほうからも多くの郵便物があると、個々のですね、郵便局によっては窓口を縮小しているとか色々な問題もありまして、言い訳のようになるかもしれませんが、決してあの町長選挙事務があったので遅れたということではありませんですね、町長選挙のこともあって、郵送のことにしましては、郵便局と協議の中で、どうしても1週間ぐらい遅れたということでもありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○12番（松原政勝君） はい。

○議長（西原 浩君） 12番松原議員。

○12番（松原政勝君） はい。

こういう業務というのは恐らく別海町だけが特異なものでなく、どこの町でも同じだと思うんです。

ですから町長選挙があることは分かっているわけです、19日告示だっていうの、できるだけその前に、やはり臨時会も開いたりという業務を早くやって、町長選挙に影響のない範囲で、郵送でも何でも、そういう煩雑しない範囲のところまで事務ができなかったのかっていうことを私申し上げてるわけで、その点についても町長、ありましたらお答え願います。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 職員のちょっと、つたない説明で大変申し訳ありませんけれども、もちろん町長選挙があるということわかっておりまして、そのために業務が煩雑になるということわかっておりました。

しかし、先ほど総務部長から説明がありましたように、国の制度設計の通達等、そういうことも踏まえて対応しようとしていることで、スタートは他の町村と何ら変わらない段階でスタートしております。

ただ、根室市は突出して早いんですけども、根室市がどういう意図で突出して早くできたのかというのは、今は市長からちょっとお聞きしたいなと思って連絡をしているんですけども、他の4町は、ほぼスタートは一緒です。

ただ、先ほど郵便物を出そうとしたけれども、局のほうからも選挙関連のいろいろな郵便物の量が大変多くなって業務が煩雑になって、なかなか、すぐ配達することは難しいという御意見を伺いまして、それで、選挙後に、郵便物の混雑が終わった後にということ判断したわけでございます。

御理解をいただきたいと思えます。

特にうちの町が選挙があったから遅れたんだとか、業務がそれで遅くなったんだということではございませんので、御理解よろしくお願い申し上げます。

○14番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 14番佐藤議員

○14番（佐藤初雄君） はい。

今松原議員から御質問ありました関連です。

正副町長が経過を説明いたしました。

私もあの新聞とか情報今かなり町民の皆さんが町内だけでなく、全町全道全国という情報をそれぞれいろいろな形で集めてるんですね、その中で私もそうですけど毎日ではないんですけども、町民の皆さんから別海町どうなってるんだと、こういうことが、多々寄せられているわけで、今朝も来るときに、「今日臨時議会あるんだね」ってこういうことでいろんなことが言われております。

そういった中でこういう時こそですね、別海町がやっぱり率先して情報公開をして、やっぱり行政と議会、町民が一体となって走るんだと、こういう姿勢をやっぱり金額はともかく姿勢を見せることが、やはり大事なことでないかなと思うんです。

それぞれ要望聞くだけでなく、やっぱり町民にもいろんな形で、これから2次3次の中で予算だけでなく、御協力いただかなきゃならない部分が、多々多々出ると私は予想しています。

そういったことで、やっぱり今後のことも含めまして、やはりしっかりとやっぱり連携を取ってやっていただきたいなど、今いみじくも町長選挙があるから、どうのこうのすることはないと言いましたけれども、今、次長ですか、の言葉の中に誤解を受けることが、言われたってということは、やはりそういうことがどっかに緩みがあるのか、そう取られかねない、今日、報道機関も来ているので、そこはしっかりとメッセージを出していただきたいと思えますよ。

以上。

○議長（西原 浩君） 佐藤議員、もうちょっとわかりやすく質疑のポイントをもう1回質疑ということで、よろしく願いいたします。

○14番（佐藤初雄君） はい。

要するに、誤解のないような報道をしていただきたい、というメッセージを出していただきたい。

○議長（西原 浩君） 次に移ります。

そのほか質疑ある方は。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 本来の質疑に入ります。

持続化の補助金について、ちょっと中身について御質問いたします。

まず1点目でございますけれども、この補助金について、規則だとか規定、あるいは要綱などの整備をされているかどうか、要するに支出の根拠の規定を持っているかということがまず1点目でございます。

それから2点目は、補助金の交付までには、今もお話がありましたけどもスピード感が大切に思いますけれども、申請から交付までの事務で手続を簡素化・迅速化した点について、例えば、申請の支援を商工会にしてもらおうとか、それから実績ですか、これを省略するとか、額の確定を省略するとか、そういう点があったらお知らせください。

それから3点目は、補助申請対象者は、中小企業と小規模事業者、それと個人事業主となっていますけれども、それぞれのちょっと定義と、本町におけるそれぞれの具体的な業

種の数把握されていたらお知らせください。

それから4つ目でございますけれども、国が5月1日から申請を受けている法人200万円、個人100万円の持続化給付金では、資本金10億円以上の大企業を除く中小企業・小規模事業者・個人事業主を対象にしておりますけれども、本町で、この給付金の対象となる見込み件数を把握しているかどうかちょっと確認いたします。

それから5点目、対象者は粗利で前年2か月比、3月と4月、30%以上減少が要件で補助金額は粗利の減少額の3分の1、上限が50万円と、この考え方に至った、考えをちょっとお聞きかせください。

それから、最後ですけれども、緊急事態宣言が5月31日まで延長されました。

それで今後、感染症が終息しないという保証はないんですけれども、経営の持続化のために、この町独自の補助金の制度を再度申請できるような考え方を持っているのか、第2弾、第3弾があるというふうに聞いてますけれども、その中で展開できるのか。

それから、財源的に、再度申請するとした場合ですね、財源に限りがありますのでね、

国からのコロナ対策に関する臨時交付金、これ北海道で240億円、市町村分を計上しておりますけれどもね、これからいくと1町あたり1億円以上はもらえる計算にはなるんですけれども、この配分額を本町はどの程度見込まれているかお聞かせください。

以上6点です。

○総合政策課長（三戸俊人君） はい。

○議長（西原 浩君） 総合政策課長。

○総合政策課長（三戸俊人君） 私のほうからは、御質問ありました臨時交付金の配分額、交付額についてですが、まだ正式に交付決定は来ていないところですが、他の自治体との状況を踏まえ、約1億円程度と見込んでいますところでございます。

以上です。

○商工観光課長（田畑直樹君） はい。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田畑直樹君） それでは田村議員の御質問、6点ございましたけれども、まず1点目、要綱等の整備はされているのかということでございますが、今回予算が可決された後に要綱が有効になるということで、これまで案としては作ってございます。

ただ、施行されるためには予算化が必要なものですから議決を待つということになっております。

2番目の申請等の簡素化はどのように進めたかということでございますが、これまで商工会とも相談させていただきまして、申請につきましては、経営等の知識を持っている商工会へ協力をお願いすることとしております。

事業者には、商工会へ帳簿等の売り上げ・仕入額のわかる資料を持参していただき、商工会が内容を確認の上、売上高証明書を発行することとしております。

なるべく迅速に1回の来訪で申請ができますよう、その場で併せて書類作成支援を行い、書類が整えられるよう商工会に協力をお願いしているところでございます。

商工会員以外の事業者様もおりますことから、その事業者につきましても商工会で証明書の発行や書類の作成支援を行っていただくようお願いしております。

また、作成を完了した書類につきましては、翌日、本町職員が商工会のほうから回収しまして、その日のうちに支出等の処理を行いまして、役所に届いてから早ければ5日から6日の間で事業者様のお手元に届くようにしたいと考えております。

3番目の中小企業・個人事業主それと小規模事業者の定義でございますが、今資料を持ち合わせてございませんが、こちらで押さえている数値で申し上げたいと思います。

対象事業者でございますが、今、先ほど言いましたとおり、全てが商工会の会員ではございませんので、商工会の会員で今回の要綱が適用されるであろうと思われるのが産業連関表の調査から303件、商工会員357件中303件が対象になろうかと思っております。

それと、商工会員外の数が109件対象になろうかと思っております。

続きまして、4つ目、国の持続化給付金の対象件数ということでございますが、申し訳ございませんこちらにつきましては、当方のほうでは調べてございません。

あと5番目、金額・補助率等を決めた経緯ということでございますが、こちら商工会員を対象として行った影響額調査の結果をもとにですね、商工会から御意見をいただいた上で決定したものでございますが、まず30%をとということで決めさせていただいたのは、国の持続化給付金が50%以上の減少率ということであったためですね、そこに該当しない事業者を救済できるようにいたしました。

また、先日の調査内容でもですね、売り上げが落ち込んでいる事業者おおむね20%から30%以上の減少率でございました。

商工会と内容協議した中でも、当該調査がですね3月分に限ってのみでございましたので、4月の売り上げ減少を加味するとですね、おおむね売り上げが大きく減少している業者は対象になりうるのではないかと、30%としても対象になるのではないかとという御意見をいただきましたので、30%と設定をさせていただきました。

続いて、減少率の3分の1とさせていただいた理由でございますが、今後の支援も視野に入れた上でですね、先ほど田村議員も言われましたとおり、今後は息の長い持続的な支援を進めていく上では、財源が大変重要でございますので、今後の支援も視野に入れた上でですね、国からの給付金・休業補償等を踏まえまして、ほかの自治体の支給状況も参考にした上で3分の1とさせていただきました。

上限50万円にさせていただいた理由でございますが、先ほど説明いたしました影響額調査をもとに算出した結果、減収の平均額が50万円であったことから、50万円が妥当と判断してございます。

6点目に関しましてはですね、財源のことは総合政策課長のほうから言いますけれども、私どもとしましては、先ほど言いましたとおり長期化が予想されるますことから、息の長い支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 田村議員の質問、私からちょっと補足させていただきますが、6点目のことですが、先ほど総合政策課長のほうから額につきましては、おおむね1億円程度ではないかと、今回の市町村に対する臨時交付金につきましては、まず計画書を作って上げれっていうことになってます。

ただ、この予算を編成する段階、あるいは商工観光課長が説明しましたそのいろんな町単独事業とですね、制度設計をする時点では金額のことは全く分からなかったということがありましたので、だからといって、国が交付金を市町村に配分しないからやらないとかっていうことを考えたわけではなくてですね、ただどのくらいの配分があるのかって

うのも見ながらですね、今後の支援も考えていかなきゃなんないということがあったということで御理解をいただきたいと思うんですけども、それで5月31日まで延長になって、自粛要請とかは北海道の場合は地域によって異なってきますけれども、もし5月です、いろいろな影響がまだ続いているという状況があれば、田村議員質問のとおりですね、延長・再度申請というようなこともですね、視野に入れてまいりたいと、ただいま商工観光課長御説明しましたのは、3月と4月分を基本として、限度額50万円を給付したいということです、仮に5月の状況を見てですね、まだ必要だということであれば、同じような考え方の中で少し制度を考えていく必要があるだろうというふうに考えている。

それで財源につきましては、先ほど言いましたように、1億円程度というのが見込まれるということですが、予算の中でも説明しましたが、現時点では一般財源を充てて予算を組んでいくということですね、これから事業計画を今月20日ぐらいまで、出さなければならぬということなものですから、今鋭意ですね、いろんな町独自で対応すべき、あるいはできることは何かあるのかということをもとめてですね、事業計画を作って、そして、もしそれが認められれば、ただいま申し上げている程度の交付金が見込めるのではないかと考えております。

後送りが補正予算で国庫補助金、補助事業等もこれから計上してくるということも予定されております。

国庫補助をやった場合にですね、市町村の負担分についても、物によってはですね、交付金の対象になるというような情報もありますので、それらについてはまた第2弾の事業計画を作る必要があるということですね、そこら辺のいろんな国の制度の流れを見ながらですね、対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい、よくわかりました。

1点目ですけどね。

これ支出科目で補助金という科目で出されるんですからね、通例としては補助金の適化法が制限かかりますよね、ですからやはり規則だとか要綱を事前に整備されるほうがですね、わかりやすいし、住民周知する上でもね、細かなところまでできるので、それは予算が通ってからその後作るということじゃなくてですね、もう既にやっばし、原案はできるんでしょうけど、そういうのがわかればよりいいというふうに思います。

それから2番目ですけども、協力を商工会に頼むということになってますけども、これ商工会に委託金だとか手数料やなんかは支払うというかね、そういう考えで予算に組んでいるのか、これがちょっと確認します。

それから、先ほどの説明では、国の持続化給付金でももらえるし、50%で救われない方のことも考えてね、広く浅く30%というようなお話で、これは調査結果での率を引用したというようなことを言ってますけども、やはりこれ感染拡大による影響が大きい業種、特に飲食だとか宿泊ですか、そういうところについては手厚く、3分の1ということじゃなくてですね、3分の2なり、粗利の減額分の税額とかね、そういうような手厚くその傾斜的な配分をする考えはなかったのかなということをちょっと聞きたいと思います。

後、財源につきましては240億円を割ると1億円ですから、それは後から臨時交付金として入ってくるんですけども今の段階では、それを即使えないということで理解しまし

た。

○議長（西原 浩君） はい、それでは3点ですね。

○商工観光課長（田畑直樹君） はい。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田畑直樹君） それではお答えいたします。

1点目の要綱の整備等を予算化の前に整備してはどうかということでございますが、案のほうは出来ておりまして、住民に周知することはできませんけれども、それに適応した概要版のほうにつきましては公表しておりますので、それで理解をお願いしたいと思えます。

2番目の今回商工会にお願いするに当たってですね、手数料等・委託金等は見ないのか、予算化しないのかということでございますが、先ほどもお答えしましたとおりですね、このコロナウイルス感染症の対策は、どのぐらい続くかわからないものでございますから、新型コロナ感染症に伴う中小企業支援策としてですね、今後も方策を講じていく必要があるかと思えます。

そのたびにですね、商工会にはですね、いろんな面で協力連携をいただく場面があるかと思えます。

これから年間を通じて、例えば今回のような業務として担っていただくものがあるかとございますので、そこで生ずる経費等についてはですね、商工会の運営事業に対する補助も行っておりますから、その経費配分等も加味しながらですね、今後、商工会と検討・協議していきたいと考えております。

3番目の今回のコロナウイルス感染症の影響について、特に被害を受けているところに配慮はする気はなかったのかということでございますが、先ほど言いましたとおり影響額等を調査についてですね、4月7日から行いましたけれども、時期的に多くの団体予約の減少ですとか、観光で来訪する人の減少により、飲食店と宿泊業者に影響があることは明らかでございました。

ただ、先ほど言いましたとおり影響額調査をですね、商工会員を対象として、3月段階での結果ではですね、同じ飲食店・宿泊業でも、影響あるなしという事業所のアンケートが返ってきましたので、ちょっと差が生じてございました。

また、そのアンケート調査ですが、飲食店・宿泊業以外でもですね、大きく影響を受けている業種もあることがわかりましたことから、一概にこの業種だから支援を厚くということではなく、本当に困っている事業者へ届く支援が必要であろうというふうに考えました。

ただ、北海道からの休業要請の延長や、夏季の観光の落ち込み等によりですね、飲食・宿泊業を中心として今後も経営に影響が出てくるのが予想されますので、引き続きさまざまな支援を講じていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい。

それじゃ、確認しますけども要綱はあるということで確認しました。

それから、商工会の手料金は3,000万円とは別にですね、それとっしょにしないほうが私はいいいと思いますよ、これはこれで事業に対して3,000万円払っているのだ

から、これもやっているから、これもやれという形は、ちょっとどうかなと思います。

それから、手厚く支援するといわれたけど、今日に新聞だと、中標津あたりは7割から9割減少していると、はっきり調査結果がでていますよね、ですから3割減少する人と7割、9割減少する人と同じ粗利にするのはどうかと、傾斜配分にでもしたほうが良いかなと思います。

いずれにしても、この制度が分かりやすい、効果的な情報発信と交互に進めてもらいまして、事業者の立場に寄り添って、手続きの簡素化と迅速化を早くやってもらえばよろしいです、よろしく願います、答弁はいいです。

○議長（西原 浩君） そのほか質疑ありますか。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

私からはですね、今の中小企業の補助金に対するの質問をさせていただきます。

商工会への事務費等についての予算を考えてないと、今説明を受けたわけですが、実際に商工会との話し合いの中で、しっかりとそのあたりが詰められてきているのか、について確認させていただきたいと思います。

○商工観光課長（田畑直樹君） はい。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田畑直樹君） ただいまの木嶋議員の質問に答えさせていただきます。今回事務レベルで、手続きと申請等について協議を何回かさせていただいた中で、相当数に時間がかかる業務であるということは聞いております。

ただ、書面等で今回の事務手数料につきまして、しっかりしたお話をしているかということでは、してございませんが、事務レベルではございますけれども、人を雇わなければいけない事態になるとか、超勤がかさむ事態であるとか、いうことであれば言ってください、というふうな話をしております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

これ、非常に重要なことで、事務レベルで話し合っ、詰めた話が出ていないということであるということであれば、重大な瑕疵の部分もあるのかなというふうに思います。

それで、商工会員については最大限譲歩して、有りなのかなと思いますが、商工会員以外の事務も引き受けているとのことで、これについては、しっかりと区分けをして考えないといけないのかなと思いますので、そのあたりの考え方を聞かせてください。

○商工観光課長（田畑直樹君） はい。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田畑直樹君） お答えします。

証明書の発行手数料は、商工会会員様については無料としてまして、商工会会員さん以外はどうしようということで、相談させていただきましたが、こういう状況でございますので、会員以外も無料にしますということで、回答を得てございます。

以上です。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 木嶋議員の質問の趣旨と、答弁の内容が若干違ったのかなと思いますので、私のほうから答弁いたしますけれども、3,000万円の中に含むという考え方は持っておりません。

今回の業務によって、商工会として経費に負担が出たということであれば、それをどのように町のほうとしてフォローしていくかということが大事なことだと思いますので、決して商工会会員以外の事務取扱なんかについても、経費がかかるような状況になれば、それは町として対応していかなければならないと思っております。

今のところ、出るか出ないかわからないので、とりあえず商工会のほうで事務をやりますというのが、事務レベルでの話ですので、今後とも3,000万円を支給している中で、商工会の年間の事業計画も多々扱っておりますけれども、その中で中止になっているような事業もございます。

そういった意味も含めて、年間トータルの中で商工会をどのように町として、支援していくかという意味で、検討していかなければならないと理解しておりますので、今現在いくらか出すということは、ちょっと出せない、試算はできないということでご理解をよろしくお願いします。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） 町長の答弁ありがとうございます。

当然、本来の事務以外のことを引き受けるわけですから、それについて費用が発生する、これは、当然国からも町に対しておりてくるわけですから、町としても考えなければならない部分であるし、こうした緊急事態の中で、こうした制度設計をしていくことも、これから新型コロナに限らず、いろいろな災害ですとか、そういうことが起こった時に、そうしたことをしっかりと委託できるような取組みをしていくってことの、今、そういう整理をしていくって、約束をいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 今回の一件は、本当に普段考えていなかった一つの事案だったと思います。

これをいい経験として、今おっしゃったように、行き当たりばったりで対応していけるのも限界があると思いますので、出来るだけそういう緊急事態に対して、対応できるような職員に対して、また職員の研修等も必要だと思いますので、今後ともそういうことに、今回は教訓として生かしていかなきゃならないと思っております。

議員の皆さんがたも、そういう部分で、別海町長、こういう部分が足りないんじゃないかというようなご意見がございましたら、提案をいただければ私も真摯に受け止めたと思っていますし、今回のことも一つの経験として今後に生かしていきたいと思っておりますので、ご提言は素直に受け、しっかり対処していきたい、そう考えておりますのでご理解よろしく願いいたします。

ここで10分間休憩いたします。

(1 1 : 0 3 休憩)

(1 1 : 1 3 再開)

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて質疑に入ります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

3点、質問させていただきますが、1点目は、町の独自事業として今回組まれていて、一般財源から出していくんだけど、国からの臨時交付金、そこら辺がはっきりすれば、予算を組み替えるというようなお話でした。

独自事業としては6,000万円余りという状況ですが、先ほど話では1億円くらいの臨時交付金が見込めるのではないかというお話で、私どもの調査でも1億700万円くらいかなと思っていますが、それが確定ではありませんよね、今後変化していく**可能性の要素もあると**、そうするとまだ若干余裕があると、いろんな答弁の中で今後の支援も見越して、あるいは視野に入れているというようなお話があって、2弾目、3弾目の支援策が出てくるのかなと思っています。

それについては、具体的に今明らかにできない部分も、いろいろあると思うんですが、私が質問したいことは、タイムスケジュールはちゃんと組んでいるのでしょうか、ということをお聞きしたいと思うんですね、根室市では対策展開計画というものをだして公表していますね、計画が変わるたびに改定案を出している、これは当然、計画は変わっていきますから、変わった時点で改定案を出している、こういう内容になっているんだけど、根室市が出していることが、すべてがいいとは思わないですが、市民に対してこういう計画でやっています、というふうな、一定程度わかる、そういうことで第2弾、第3弾とおっしゃられたので、それを打ち出していくタイミングなりスケジュールなりを明らかにする必要があると思うんだけど、どうかということ、それが1点です。

2点目ですけど、今回の新型コロナの対策の問題では、比較されるのが10年ほど前のリーマンショックの時の対策というのが比較されるんですね、この時どうだったかと調べてみたら、別海町3億8,000万円ほどの交付金が出ていたと思う、そうすると3分の1以下なんですね、これから第2弾、第3弾を考えてくときに、1億円じゃとても足りないというふうに思うんです、国に対してしっかりと要望していく必要があるのではないかと、というのが2点目の質問です、そういう考えがあるかどうか。

それから3点目なんですけども、私どももアンケートを実施しているのですが、途切れなくアンケートは帰ってきます、相当関心があるというふうに思うんだけど、その中でですね、こんなことを書いてらっしゃる方がおられます、「補助金が出ている町もあるのに別海町はいつもらえるのか」、「町長も町民に頑張れの一言もないとみんな我慢しているんだけど」、ちょっとはしよりますけれども、児童を抱えてる家庭なんか大変だということで、「町長さんの一言が欲しいね」と書いてある、あのメッセージ出しているんですよ、出しているんだけど、残念ながらまだ伝わっていない部分があるという調査の結果があります。

この点で、また根室の例を出して申し訳ないんだけど、5月11日までに前年度から通算して41回の対策本部会議をもっています、ところが別海町は、全部、予備的な会議

を合わせて、この間9回しか会議を持っていないということですね、しかも根室は、中身が全部いいかどうかはわかりませんが、いいとは思わないけど、こうやって41回の会議をやって、そのたびにホームページにその内容出してるんですよ、どんな協議を行ったか、協議文書でどういうふうに行ったか、あるいは本部長がどういう指示を出したか、ということが全部載っています、概略ですけどね、そういう姿勢が必要ではないかと、いうふうに私は思うんです。

会議の回数もそうです、それから町民に対するアピールもそうです、別海町、少し足りないんじゃないですか。

そこら辺、町長どう思われますか、よろしくお願いします。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 私への質問ですので、まず1点目の1億700万円ぐらいではないかと情報が入っていると、これも今日は新聞各社の方々がおられますけれども、各社で公表されている数字もあります、ただあれは道が発表した数字であって、うちにはまだ直接これですよということは来てないんで、一応目安としてそれを踏まえています。

したがって今回は、第1次として6,000万円強を手当てしましたけれども、今後、先ほど田畑課長から説明がありましたように、5月の道の休業要請、根室地区はやめると知事が宣言しましたけれども、それでもお客さんは減った影響は出てくると思いますんで、今後やっぱり5月、6月の情勢をしっかりと把握して、5月中に出さなきゃならないのか、6月の定例会が過ぎてからでもいいのか、そこら辺をそれぞれ必要な方々の意見をしっかりと情報収集して、いつ対応すべきかということは判断していきたいというふうに考えております。

もちろん、予定される1億700万円は自主財であれど、私はそれを町に残すなんてことは考えておりません、できるだけ収入が減った方々、影響が出た方に、それをどうやって配分していくか、ということをしっかり検討して行かなきゃならんと、そういう姿勢で行きたいと思っております。

それから、リーマンショックの3億8,000万円と比べてどうなのか、というその額だけでいえばそうですけれども、リーマンショックの時に一人当たり10万円ずつ配られましたか、うちの町だけ15億円、今回の補正の大半は一人ですよ、ですから、リーマンショックの時にどういう業界が影響を受けたか、その業種も違うでしょうし、額だけで言えば比較はできますけれども、その影響する人とか、影響する業種とか、どういう対応が必要だということは、それぞれ起こった事実によって違ってくると思いますので、目安として3億8,000万円と1億では少ないというご意見はあるかと思っておりますけれども、私は単純にその額をどうこうすべきではないと思っておりますけれども、ただもう1点、さらに要請する考え方は無いのかというお話でしたので、これはすでに私は動いております。

そうか、1億ちょっとか、じゃあもう少し何とかできる方法はないのか、これは、報道陣もいるから公には言えませんが、いろいろな方法で、この根室地域の特性、特異な位置関係、産業、そういうことも含めて、どうやってうちの町の現状を訴えて、そして全国均一の事業費でなくて、この地域特有の特別手当はできないのかと言うようなことも含めて、今ほかの組長とも連携をとっていこうというような話もしておりますので、何に対してどうするとは言えませんが、そういう可能性を、これからはもしっかり探っていくって、やれるものはやっていく、それは組長の責任だと思っております。

それから、会議の回数が多かったか、少なかったかというのは、内容の問題であると、やった方々を無駄だとは言いませんけども、うちはしっかりやりましたし、またその内容も全然違うということで、うちは各業種、各個々にどのくらい影響が出たのかということをしっかり調べて、その被害の現状をはっきりさせることが、まず大切なことだという私の考え方で職員も動きました、したがって一律に、いくらいくらを皆さんに配分しますよ、というような町の独自姿勢は考えておりません、やはり同じ料飲店組合の中でも、先ほど課長が言ったように大きく情報を集めたら、大きく違うんです一店一店、ただひとくくりに対策をしますということは必ずしも適切だとは思っておりませんので、やはり現状をしっかり把握し、誰がどのくらいの被害を受けたのか、ということをしっかり情報として持って、そして町税をその被害を受けた方々にしっかり手当てをし対応して行く、それが町税を収めている皆様方にとっても納得できる税金の使い方だと私は思っておりますので、これからもコロナ対策についてはそういう体制で町独自の施策を進めて行きたいと思っております。

その方法については、また議会の皆さん方、議員の皆さん方と議論していきたいと思えますけれども、私もただ任期があと1か月ですので、その中でできる限りの施策は再開される、されないにかかわらず、今それをやらなければならない対策は、今現職ですから私がしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので御理解とご協力をよろしく願います。

以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

計画なり、スケジュールあるいは助成シナリオをある程度、明示していく、そしてそれを町民にお知らせしていくという必要性があるのではないかと、ある程度決まっているならおっしゃっていただきたいという点については、ちょっと漏れていたと思うので、再度そこら辺お願いしたいというふうに思います。

1億円では足りない、いろいろな可能性を追求しながら要請していくというようなニュアンスで話がありましたので、その点はぜひ近隣町村と連携して頑張っていただきたいと思えます。

その点はよろしいですが、3つ目でやってる、やってるとおっしゃったけど、実際は伝わってはいないのではないかと、ある程度は伝わっている分は確かにあるとは思いますが、一般町民には、なかなか町長の姿勢は伝わっていないのではないかと、先ほど実例を申し上げたんでね、その点は謙虚に受け止めて、そして改善すべき点はこうだと一定程度、具体例をお示したんでね、改善点ないわけではないので、その点ぱっと指揮者としてね、そこら辺はきちっと指示をするならすると、という必要があるのではないかとと思うんですよね、どうでしょう。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 中村議員の質問で、ちょっと漏れていたと、タイムスケジュールにつきましては、はっきり今なににします、どうします、といっても、変わるたびに根室の場合、例をあげたら失礼ですけども、ころころ数字が変わったり対象者が変わったりしていると、そういう出し方が本当にいいのかなというのもあって、なかなか情報を出し切

れない部分があるんですけれども、もう一つの情報、それから姿勢を町民に分かってもらう、理解してもらう、その方法が足りないのではないかという御指摘は、たぶん先ほど佐藤議員が発言したと共有してつながっているのかなと思いますので、私もまさしく御指摘のとおり発信が足りないと、それは反省しております。

ただ正直、選挙もあるものですから、なかなか自分が自分と前に出ていいのかなということもあって、控えていた部分もあるんですけれども、それは関係なく、やっぱり町民として、町長として何をやっているかというのを分かってほしいということであれば、そういうことをもっと町民としても知りたいということであれば、今後やはり、こういった形で町民が、町がやっていることを、もちろん町長だけでなく、職員も含めて役場として、こういう体制をしているんだ、今やっていますよということを公報していくことは、もっと必要だということも、今回のコロナのことでよくわかりましたので、単にインターネットに載せればいい、ホームページに載せればいいのか、だけどホームページはお年寄りの方達は全く見てないですし、折り込みも何回も入れました、これは中村議員からもその取り組みは認めるというお話をいただきましたけれども、折り込みも、私自身も入っているっていうのを何回かは、広告と一緒に入っているから、ぱっとよけちゃって見なかった部分もあるので、一般の町民の方々が折り込み入れたから、全員見るということではないんだな、今後こういった形で町の姿勢、やっていることをPRしていくかなということをしっかり考えて行くことが大事だなと思いますので、これはもう総務部、総合政策等でしっかり揉んで、今後、町の施策をどうやって町民に理解してもらうかという取り組みをしなきゃならんと、その重要性についても今回よくわかりましたので、今後しっかり取り組んでいきたいと考えております。

これでよろしくをお願いします。

○議長（西原 浩君） そのほか質問ありませんか。

○6番（大内省吾君） はい。

○議長（西原 浩君） 6番大内議員。

○6番（大内省吾君） はい。

なんとなく、やっと私の番が来たかなというふうに思っていますが、中小企業支援策ということで、中身の話まで入ってしまいましたけれども、私の方からも一言申し上げたいと思います。

やはり、事業者というのは、本当にこの時期、2か月に渡って、生きるか死ぬかのそんなような状態で所得もない方もいるわけです、また町長先ほどおっしゃったように、被害の程度というのはその店によって、その事業者によって違うわけでございます。

そういった中で、私が言いたいのは中小企業利子補給支援事業などの融資制度の希望する事業者の返済期間の延長、あるいは猶予を1年間や年内、大変困っている事業者がいるかと思えます。

そういった中、実施しそういう事業者を助けていったらいいのではないかと、出すばかりでなく、そういったこともやはり考えて行くべきではないかと思えますが、折角の機会でございますので言わせていただきます。

○議長（西原 浩君） 質疑の内容からずれているんですけれども答弁できますか。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えいたします。

先ほど課長が、息の長い支援が必要だということで、今後ですね、金融機関と調整を始めたところでございますけど、その中で案の一つとしては、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） そのほか、ございますでしょうか。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

防護服の購入についてお聞きします。

感染症に対する危機管理の観点から購入することは大切なことだと考えます。

この予算の中で、どれくらいの枚数を購入できるのかが1点、それとこれまでの在庫はどのくらいあったのかということ、そして備蓄としての数量は、今後どのように考えて行くのか、また、今防護服は足りない状況にあるのではないかと考えますけれども、購入する時期の目安についてお聞きします。

○保健課長（干場富夫君） はい。

○議長（西原 浩君） 保健課長。

○保健課長（干場富夫君） はい。

それでは、ご質問のございました防護服の購入についてご説明いたします。

今回予算で計上いたしました防護服の購入枚数ですけれども100枚を予定してございます。

現在、町では47枚の防護服を備蓄しております、また、この用途につきましては、感染症が発生した際に、施設の消毒の際に使用するという目的を主として保管をしてございます。

また、購入を予定しております100枚の防護服につきましても、感染症が発生した際、空き施設、未施設といったところも考慮しましてですね、100枚といったようなことで備えている状況でございます。

あと、防護服につきましては、議員おっしゃったとおり、なかなか入荷が難しい状況になってございます、今後入荷が早期に見込まれる業者等々を当たりまして、なるべく早くですね、備えられるように準備の方をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

数量的には分かったんですけども、今47枚備蓄しているということで、新たに購入は100枚ということをお聞きしました。

これから備蓄をしていく、今回の感染症ということになりますと、いざという時には多量の防護服がいることになると思いますが、備蓄をするその数量、これからどのくらい備蓄していけばいいのかと、その数量的なことは検討されているかどうかということをお聞きします。

○保健課長（干場富夫君） 議長。

○議長（西原 浩君） 保健課長。

○保健課長（干場富夫君） それではお答えいたします。

備蓄の数量ですけれども、現在先ほど申し上げましたとおり、47枚の備蓄があり、100枚の購入ということで、約150枚ほどを予定しております。

1施設についてですね、もし感染症に発生した際にですね、その消毒作業をするとなると最低でも20人ほど、1日に20人ほどを想定しております、それを2日間で40枚ほど、防護服につきましては使い捨てとなっておりますので、2施設としまして約80枚ほどは使うかなというふうに考えております、ですので今後追加することも考え100枚ほど、今後引き続き備蓄していきたいなというふうな考えでおります。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） 瀧川議員よろしいですか。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） そのほか、ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） それでは、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第42号

○議長（西原 浩君） 日程第5 議案第42号別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○税務課長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（西原 浩君） 税務課長。

○税務課長（伊藤輝幸君） 議案第42号別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

本案は、令和2年3月31日に公布された、「地方税法等の一部を改正する法律に基づく改正となります。

令和2年度の地方税制改正では、持続的な経済成長の実現に向け、投資や賃上げを促すため税制上の措置を講ずるとともに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現するほか、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、納税環境の整備等を行う措置が講じられたところで、これらに基づき、それぞれ関連する項目について、所要の改正を行うものです。

議案書では2ページから14ページまでとなります。

なお、改正条文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料によりご説明いたします。議案資料9ページをお開き願います。

9 ページから 73 ページ中段までが本改正案の新旧対照表であります。

右の欄が改正前、左の欄が改正後となります。

73 ページ中段以降、77 ページまでは附則となります。

次に 1 ページをお開きください。

改正内容につきまして、別海町町税条例等の一部を改正する条例制定説明資料によりご説明いたします。

今回の改正の大きな柱といたしましては、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」、「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」、これらを同時に解消するため、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」を適用するよう制度を見直すほか、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、税制上の措置を講じるなど所要の改正が行われたものです。

なお、今回の改正は 3 条立てとして、第 1 条と第 2 条は、改正の基本となります別海町町税条例に係る条項等の改正を規定し、第 3 条においては、別海町町税条例等の一部を改正する条例により規定した単身児童扶養者を個人町民税の非課税措置の対象に加える旨の改正規定を削除するものです。

資料は、左から順に番号、改正項目、改正条項、改正内容、施行年月日、適用法令の区分となっております。

それでは、「主な改正内容」に沿ってご説明いたします。

1 の第 1 条関係です。

1 番目は、「個人の町民税の非課税の範囲」の改正です。

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」を適用し、生計を一にする子を有する単身者以外の寡婦についても引き続き寡婦控除を適用することから、現行の個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦を対象とする旨の規定に改めるものです。

2 番目は、「所得控除」の改正です。

1 番目で説明いたしました「ひとり親控除」を所得控除に追加するほか、適用条項等について整理するものです。

3 番目は、「町民税の申告」の改正です。

1 番目で説明いたしました「ひとり親控除」を適用することにより、女性のひとり親に対する加算要件が廃止されたことによる適用条項の整理です。

なお、1 番目から 3 番目の改正規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行するものです。

4 番目の「個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書」及び 5 番目の「個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書」、こちらの改正については、給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、申告書に、その旨の記載を不要とするなど所要の措置が講じられたことに伴う適用条文等の整理となります。

2 ページに移ります。

6 番目の「法人の町民税の申告納付」は、引用条項ズレに伴う改正です。

7 番目は、「固定資産税の納税義務者等」の改正です。

第 2 項及び第 4 項については、法改正に基づく文言整理です。

第5項については、所有者不明土地等の課税上の課題に対応するため、原則として固定資産税の納税義務者となる登記記録上の所有者が死亡し、相続登記がなされない場合に、新たな納税義務者となる「現に所有している者」を調査し、特定する必要がありますが、調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない資産について、使用者がいる場合には、その使用者を所有者とみなすことができる旨を新たに規定するものです。

第6項から第8項につきましては、法改正に基づく文言及び引用条項の整理と、第5項の整理に伴う各項の繰り下げを行うものです。

8番目の「固定資産税の課税標準」及び9番目の「法第349条の3第27項等の条例で定める割合」の改正については、電気供給事業に係る送配電部門の法的分離に伴う一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の廃止に伴う、引用条項及び文言の整理です。

10番目の「現所有者の申告」は、7番目で説明をいたしました「現所有者の申告」について規定する条例第75条の6を新たに加える改正で、登記簿又は土地課税台帳若しくは家屋課税台帳に所有者として登記又は登録されている個人が死亡している場合において、現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる旨を新たに規定するものです。

11番目は、「固定資産に係る不申告に関する過料」の改正です。

10番で説明いたしました現所有者が申告しなかった場合の罰則について加えるものです。

なお、4番から11番の改正規定は、令和2年4月1日から施行するものです。

12番目は、「たばこ税の課税標準」の改正です。

第2項では、軽量の葉巻たばこに係る紙巻たばこ本数への換算方法について2段階で改正するものです。

まず、本改正条例第1条の改正では、0.7グラム未満の葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこ0.7本に換算する旨を規定するものです。

3ページにまいりまして、第2条の改正では、1グラム未満の葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこ1本に換算する旨を規定するものです。

第4項では、重量に基づく紙巻たばこへの換算方法から、第2項の改正で規定した軽量の葉巻たばこを除外する旨を規定するものです。

なお、第2項中、第1条の改正及び第4項の改正規定は、いずれも令和2年10月1日から施行し、第2項中、第2条の改正については、令和3年10月1日から施行するものです。

13番目は、たばこ税の課税標準、「たばこ税の課税免除」の改正です。

卸売販売業者等が輸出等に係る売渡しをする場合の課税免除の適用を受けるに当たって、必要となる課税免除事由に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、当該書類の提出を不要とする手続きの簡素化等について、規定するものです。

14番目は、「たばこ税の申告納付の手續」の改正です。

13番の改正による引用条項の整理です。

15番目は、「特別土地保有税の納税義務者等」の改正です。

7番の改正に伴う引用条項の整理です。

なお、13番から15番の改正規定は、令和2年4月1日から施行するものです。

16番目の「延滞金の割合等の特例」及び17番目の「納期限の延長に係る延滞金の特例」の改正については、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う条文の整理と

なります。

なお、16番、17番の改正規定は、令和3年1月1日から施行するものです。

18番目の「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」については、昨年5月の元号の改正に伴う改元対応です。

19番目は、「肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例」の改正です。特例の適用期限を令和3年度から令和6年度まで3年間延長するものです。

20番目は、「法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合」の改正です。

大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設を適用対象からの除外及び郵政民営化に伴い承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の廃止等による固定資産税の課税標準の特例措置の追加に伴う引用条項の整理と適用条項の追加です。

21番目から4ページの25番目までについては、元号の改正に伴う改元対応のほか、文言の整理です。

なお、18番から25番の改正規定は、令和2年4月1日から施行するものです。

26番目は、「長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例」の改正です。

土地基本法に規定する低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴う適用条項の追加です。

なお、本改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するものです。

5ページをお開き願います。

27番目は、「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例」の改正です。

第1項及び第2項については、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を令和2年度から令和5年度に3年間延長するものです。

第3項については、土地基本法に規定する低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴う適用条項の整理となります。

なお、第1項及び第2項の改正規定は、令和2年4月1日から、第3項は、土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するものです。

28番目は、「個人の町民税の税率の特例等」の改正です。

元号の改正に伴う改元対応の整理となります。

なお、本改正規定は、令和2年4月1日から施行するものです。

次に、2の第2条関係です。

前段の第1条関係、12番の「たばこ税の課税標準」に関する改正のほかとして、まず、1番目は、「納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金」の改正です。

法改正による引用条項及び文言の整理です。

2番目は、「年当たりの割合の基礎となる日数」の改正です。

法人税において連結納税を廃止し、通算法人ごとに申告等を行うこととすることに伴う条項の削除です。

3番目は、「町民税の納税義務者等」の改正です。

法改正による規定の整備となります。

4番目は、「均等割の税率」の改正です。

2番で説明いたしました、法人税において連結納税を廃止することに伴う引用条項及び条文の整理でございます。

5番目は、「法人の町民税の申告納付」の改正です。

第1項から第7項については、法改正に伴う引用条項の整理です。

改正前の第9項は、個別帰属法人税額を廃止し、通算法人ごとに課税標準を法人税割とすることに伴い同項を削除することにより、以下の項を繰り上げるものです。

また、改正後の第9項から第15項においては、法改正による引用条項の整理及び項の繰り上げによる条文の整理となります。

7ページにまいりまして、第16項については、2番で説明いたしました、法人税において連結納税を廃止することに伴う条文及び条項の整理です。

6番目は、「法人の町民税に係る不足税額の納付の手續」の改正です。

法改正に伴う引用条項及び条文の整理です。

7番目は、「法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金」の改正です。

2番で説明いたしました、法人税において連結納税を廃止することに伴う改正前条例の第4項から第6項を削除するものです。

8番目は、「延滞金の割合等の特例」の改正です。

法律改正による条例の項ズレに伴う措置です。

なお、第2条関係の改正規定は、令和4年4月1日から施行するものです。

次に、3の第3条関係です。

平成31年条例第11号の改正です。

1番目は、前段、第1条関係の1番で説明いたしました、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、生計を一にする子を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」を適用することに伴い、条例第3条のうち第24条の改正規定及び、条例附則第1条第4号、条例附則第4条の規定を削るものです。

なお、本改正規定は、令和2年4月1日から施行するものです。

次に、4の附則第8条関係から、8ページにかけての7の附則第11条関係の改正につきましては、平成27年から平成30年の改正条例に係る、元号の改正に伴う改元対応の整理となります。

なお、これらの改正規定は、令和2年4月1日から施行するものです。

73ページをお開き願います。

下段の附則です。

第1条は「施行期日」です。

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものです。

なお、ただし書き規定として、前段の説明において各条項の改正ごとに施行年月日を申し上げましたが、その内容について、第1号から74ページの第5号までに規定するものです。

附則第2条は、「延滞金に関する経過措置」です。

第1条の規定による改正後の別海町町税条例、以下「新条例」といいますが、附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものです。

附則第3条及び75ページの第4条は、「町民税に関する経過措置」です。

附則第3条は、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、個人の町民税に関す

る部分は、令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものです。

第2項及び第3項は、ひとり親控除に関する経過措置で、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用するものです。

第4項及び第5項は、個人の町民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書についての経過措置です。

本条例の施行日以後に支払いを受けるべき給与及び公的年金等について提出する申告書について適用するものです。

75ページをお開き願います。

附則第4条は、「法人の町民税に関する経過措置」です。

附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税について適用し、施行の前日に開始した事業年度分の法人の町民税については、なお、従前の例によるものです。

附則第5条は、「固定資産税に関する経過措置」です。

別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお、従前の例によるものです。

なお、第2項から第4項は、所有者不明土地に係る、現所有者への課税及び申告等の適用時期について規定するものです。

76ページをお開き願います。

附則第6条及び第7条は、「町たばこ税に関する経過措置」です。

附則第6条は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお、従前の例によるものです。

附則第7条は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお、従前の例によるものです。

附則第8条から77ページにかけての第11条は、元号の改正に伴う規定の整備です。

以上、議案第42号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案42号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第43号

○議長（西原 浩君） 日程第6 議案第43号別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉部次長（青柳 茂君） 議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい。

議案第43号別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について内容説明をいたします。

議案書の15ページをお開きください。

本条例の改正は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策として、国民健康保険に加入する被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染するなどし、療養等のため労務に服することができない場合の生活保障として、また感染拡大防止の観点から休みやすい環境を整備するために実施する、傷病手当金の支給に関する規定を整備するものです。

傷病手当金の支給につきましては、任意の給付であり国民健康保険法の定めにより、条例で規定する必要があることから、本条例の一部改正をしようとするものです。

なお、傷病手当金に係る代金といたしましては、国が緊急的、特例的な措置として、当該支給に要した費用について財政支援を行うこととしており、傷病手当金に係る保険給付金について全額財政措置されることになっております。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案本文の朗読は省略し議案資料で説明します。

議案資料の78ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

本条例の一部改正は、傷病手当金の支給が特例的、時限的なものであることから附則への追加としています。

まず、附則第2項から第4項の見出しとして、「新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金」を追加します。

第2項は、傷病手当金の支給対象についての規定となります。

支給を受けることができる対象者は、給料等の支払いを受けている被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、療養のため労務に服することができなくなった方となります。

また、支給対象期間は労務に服することができなくなった日から起算しまして、3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日が対象となります。

79ページにかけてですが、第3項は傷病手当金の額についての規定となっております。

傷病手当金の1日当たりの支給額は、直近の継続した3月間の給与等の収入から求めた1日当たりの収入として算定した金額の3分の2に相当する金額となります。

ただし、健康保険法に規定する標準報酬月額を基にした限度額が設けられており、参考までに申し上げますと、1日当たりの限度額は30,887円となります。

79ページをお開き願います。

第4項は、傷病手当金の支給期間について、その支給を定めた日から起算して1年6月を超えないものとしております。

次に第5項から第7項の見出しとして、「新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等の調整」を追加しております。

第5項は第2項で規定する支給対象者において、給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は傷病手当金を支給しないこととしております。

ただし、その受けることができる給与等の額が、第3項の規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給することとしております。

第6項は、第5項において受けることができるはずであった給与等の全部又は一部について、何らかの理由によって受けることができなかった場合の措置として規定するものです。

給与等が全額受けられなかったときは、傷病手当金の全額について支給し、給与等の一部を受けられなかった場合は、受けた額が傷病手当金の額より少ないときは差額を支給するものです。

80ページにお進みください。

第7項は、第6項の規定により町が支給した傷病手当金は、給与等の立替え払い的性格そのものであることから、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収をするものとしております。

また、附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第2項から第7項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとするものです。

なお、規則で定める日につきましては、国の財政支援の適用期間が令和2年1月1日から9月30日までとされていることから、規則においても9月30日までとする予定でございます。

以上で、議案第43号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案43号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第44号

○議長（西原 浩君） 日程第7 議案第44号別海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい。

議案第44号別海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容説明をいたします。

議案書の17ページをお開き願います。

本条例の改正は、議案第43号と同様に、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策として北海道後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療の被保険者を対象とした傷病手当金の支給を実施することから、各市町村において被保険者から申請書の提出があつて場合に受付することができるよう条例で規定する必要があるため、本条例の一部改正をしようとするものです。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案本文の朗読は省略し議案資料により説明をいたします。

議案資料の81ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

第2条「町において行う事務」の第1号の次に第1号の2として広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加します。

また、附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、議案第44号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案44号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 報告第2号

○議長（西原 浩君） 日程第8 報告第2号専決処分報告について（防災行政無線設備改修その2工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は、報告のみでありますことを申し添えます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

報告第2号の内容説明をいたします。

議案の18ページをお開きください。

報告第2号専決処分の報告について。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月10日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和元年6月21日議案第44号により議決を経て締結した、防災行政無線設備改修その2工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「21,175万円（内消費税及び地方消費税額1,925万円）」を「221,035万3,000円（内消費税及び地方消費税額1,912万3,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、当初概数としておりました個別受信機の設置数などの確定により139万7,000円の減額となったものです。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

◎閉会宣言

これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回別海町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後0時13分

◎町長挨拶

○議長（西原 浩君） 町長挨拶。

○町長（曾根興三君） 第2回の臨時会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本臨時会に提案いたしました案件につきまして、速やかに御審議をいただき御決定を賜りまして、本当に厚く御礼を申し上げます。

また、議員各位から頂戴いたしました情報発信の重要性、これにつきましては十分に留意し今後しっかり取り組んでいかなきゃならないと改めて感じたところでございます。

本日議決いただきました、町民や事業者の皆様に対する支援策につきましては、本当に喫緊の課題解決に資する施策でありますので、早急に準備を進め、直ちに実施をしてまいりたいと考えております。

諸般の事情もありまして、近隣自治体とくらべ、一番遅くなってしまったことは大変残

念なんですけれども、先ほども理由をご説明申し上げましたけれどもご理解いただき、また町民の方々にも、そういう事情があったんだということ、町がこういう施策を一生懸命考えて取り組んでいるんだというようなことも、また情報発信していただければと、そういうふうにお願いしたいところでございます。

また、私は来月には任期が満了となるところでございます。

この4年間、私は町民感覚を失わないことを心掛けて、多くの町民の皆様方の参画や協力をいただきました。

第7次の総合計画を策定し、別海町らしい独自のまちづくりを推進するべく努めてまいりました。

この間、目まぐるしい社会変動の中で、特に極めて困難で厳しい行政運営が、今回のコロナ、そして一昨年のブラックアウト等、多々ありましたけれども、議員各位には町政発展のため特段のご尽力を賜り、また格別なご協力、ご指導をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、今後解決しなければならない課題が山積しております。

どうぞ議員各位におかれましては、引き続き町民の安全安心のためにご指導ご鞭撻をたまわりますようお願いを申し上げまして、私からの御礼と臨時議会閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（西原 浩君） 以上で終わります。

皆様大変御苦労さまでした。

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員